

国民健康保険の減免制度

～非自発的失業者に係る 保険料の軽減措置～

国民健康保険では、加入者（加入中の方）のうち、倒産や解雇などの理由により離職（非自発的な失業）した方に対し、保険料の軽減措置があります。

離職（失業）から一定期間、前年の給与所得を100分の30として算定し、賦課します。

※給与所得以外の所得や、同じ世帯に属する他の被保険者の所得は、通常どおり算定されます。

※確定申告などをしていない方で、所得が確定していない方は軽減されません。

対象 次の要件を全て満たしている方
◎離職時点で65歳未満であること（離職日が65歳を迎える誕生日の前々日まで）

◎雇用保険受給資格者証を持っており、特定受給資格者（離職理由コード11・12・21・22・31・32）または特定理由離職者（離職理由コード23・33・34）に該当していること

◎離職日が平成21年3月31日以降であること

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、離職日の翌日の属する年度の翌年度末、または国民健康保険の資格喪失までの期間

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※会社の健康保険への加入などにより、国民健康保険を脱退すると終了します。ただし、当初の失業軽減から2年以内であれば、国民健康保険脱退後に再加入する場合は、再び軽減の対象となる場合があります。

申請方法 雇用保険受給資格者証、印鑑（認印）を持参し、申請してください。

その他 震災や風水害といった災害で被災した場合や、失業などにより所得が前年に比べて著しく減少した場合は、保険料の減免や、医療機関などの窓口で支払う一部負担金の支払い猶予または減免の制度があります。

保険料や一部負担金の支払いが著しく困難となっている場合は相談してください。

照会先 保険年金課 ☎85-9564

緑の息吹を感じながら、初夏の箱根を歩きましょう。

日時 5月15日(日)（小雨決行）
・集合 8時
・スタート 9時

スタート・ゴール会場 レイクアリーナ箱根（芦之湯・石仏コースのスタートは芦之湯集会所）



- コース**
- ① **芦ノ湖一周コース(22km)**
레이크アリーナ箱根～芦ノ湖西岸～箱根関所～元箱根～箱根園～레이크アリーナ箱根
 - ② **箱根湿生花園コース(16km)**
레이크アリーナ箱根～耕牧舎跡～温湯～諏訪神社・長安寺～箱根湿生花園～温湯～耕牧舎跡～레이크アリーナ箱根
 - ③ **芦之湯・石仏コース(14km)**
芦之湯集会所～東光庵～精進池～お玉ヶ池～箱根関所～箱根園～레이크アリーナ箱根

※このコースは、箱根関所まではガイド付の集団歩行、箱根関所からは自由歩行となります。
対象 健康で大会の決まりおよびウォークマナーを守れる方（小学生以下は要保護者同伴）

参加費 大人1,000円、中学生以下は無料（参加費にはガイドブック、記念品、傷害保険料などを含む）

申込方法 パンフレット上の払込取扱票により、4月28日(木)までに最寄りの郵便局で参加費を払い込んでください。

その他
※4月13日(水)までに申し込んだ方の名前が、大会ガイドブックに掲載されます。
※①②は当日も申し込みを受け付けます。（合わせて先着200人。参加費1,500円）

申込・照会先 箱根路森林浴ウォーク実行委員会 ☎86-3300

道路の除雪作業について

3月31日(木)まで、道路の除雪作業を実施しています。

作業期間中、安全な道路通行を確保するため、「凍・雪害対策本部」を設置し、町道の除雪作業に万全を期します。

安全に作業を行うため、ご協力をお願いします。

なお、交通量の少ない時間帯（深夜）に迅速な作業を行いますので、ご理解ください。

凍・雪害情報は、町ホームページ内「緊急・防災」にも掲載しています。

道路に雪を出さない

敷地内の雪は道路に出さず、敷地内に堆積してください。

◎間口の雪処理は各家庭で
かき寄せられた雪が間口をふさいでしまった場合、間口の雪は各家庭や近所の皆さんで除雪してください。

◎路上駐車はしない
路上駐車は、作業や緊急車両の通行の妨げになります。

◎作業車に近寄らない
氷の塊が飛ぶこともあり、危険です。また、作業員に声を掛けることも絶対にやめてください。

照会先 都市整備課 ☎85-8600



3/1(火)～3/7(月)は 子ども予防接種週間です

4月の入園や入学に備え、この機会に母子健康手帳で予防接種の実施状況を確認してください。まだ接種していない予防接種がある場合は、早めに接種を済ませ、病気を未然に防ぎましょう。予防接種を希望する場合は、医療機関への事前の申し込みが必要となります。

照会先 さくら館 ☎85-0800

項目	対象年齢
BCG	生後0～12か月未満
四種混合 (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)	生後3～90か月未満
不活化ポリオ	生後3～90か月未満
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	11～13歳未満 (接種標準年齢は小学6年生)
麻しん風しん (混合)	1期：1～2歳未満
	2期：小学校就学前の1年間

項目	対象年齢
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 (接種標準年齢は3歳)
	1期追加：生後6～90か月未満 (接種標準年齢は4歳)
水痘 (水ぼうそう)	2期：9～13歳未満 (接種標準年齢は小学4年生) ※平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方は、接種期間が20歳までに拡大されています。
	1歳～3歳未満
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	生後2～60か月の間 ※接種開始年齢により接種回数や間隔が異なります。
小児用肺炎球菌	生後2～60か月の間 ※接種開始年齢により接種回数や間隔が異なります。
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生相当の女子 ※平成25年6月14日から積極的な接種の呼びかけを控えています。

就学通知を送付しました

今春小学1年生になる児童、または中学1年生になる生徒がいる家庭に、1月6日付けで就学通知書を送付しました。

まだ就学通知書が届かない場合は、問い合わせください。

対象児童・生徒の生年月日

- 小学1年生 平成21年4月2日～22年4月1日
- 小学1年生 平成15年4月2日～16年4月1日

照会先 教育委員会学校教育課 ☎85-7600

ハンセン病にかかったことがある方への補償金のお知らせ

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われます。

請求手続の期限が迫っていますので、早めに相談してください。

手続期限 3月31日(木)まで
照会先 厚生労働省(難病対策課) ☎03-5253-1111(内線2369)

「平成27年度の高齢者肺炎球菌ワクチン」 予防接種対象者の方へ

～接種期限は3月31日(木)まで～

高齢者肺炎球菌ワクチンは、接種できる年度が年齢によって限定されています。

今年度対象となる方には、昨年4月に「接種券」（緑色）を送付しました。

接種を希望する方は、3月31日(木)までに接種してください。

※期限を過ぎた接種券は、使用できません。

対象 平成28年3月31日時点で次のいずれかに該当する方

- 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方
- 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの方

（身体障害者手帳1級相当）

自己負担額 3,000円

※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が全額免除されます。

照会先 さくら館 ☎85-0800